



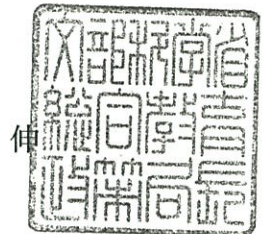
元文科初第461号
令和元年7月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立高等専門学校長

殿

文部科学省総合教育政策局長

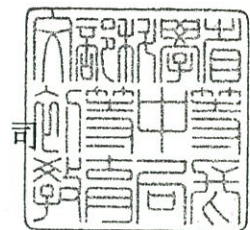
浅田 和



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

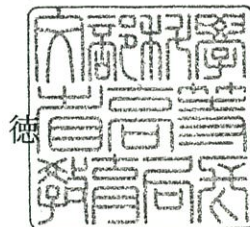
丸山 洋



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

伯井 美



(印影印刷)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の
公布について（通知）

このたび、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）が令和元年6月26日をもって公布されました。

改正法の内容については、記の「1. 改正法の内容について」において、特に学校・教育委員会等が認識すべき内容を抜粋し、また「別添1」の内閣府・厚生労働省連名通知において改正法の全体が示されていますので、貴職におかれては今回の

改正法について十分了知されるとともに、域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

特に、児童生徒への虐待については、最近においても、千葉県野田市で小学4年生が死亡する事案が発生するなど、深刻な社会問題となっています。記の「2. 児童虐待防止対策に係る対応について」においては、学校・教育委員会等における児童虐待防止対策に関連する従来からの児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）等の規定を抜粋していますので、貴職におかれては、内容を改めて確認いただくとともに、学校・教育委員会等における児童虐待防止対策に係る対応が一層適切に行われるよう、御指導をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 改正法の内容について

（1）親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第14条第1項関係）
- ② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係）

（2）連携強化すべき関係機関の明確化（令和2年4月1日施行）

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。（虐待防止法第4条第1項関係）

（3）児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化（令和2年4月1日施行）

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。（虐待防止法第5条第1項関係）

(4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務（令和2年4月1日施行）

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。（虐待防止法第5条第3項関係）
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。（虐待防止法第5条第4項関係）

(5) 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務（令和2年4月1日施行）

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。（児童福祉法第25条の3第2項関係）

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 児童虐待の早期発見（虐待防止法第5条第1項関係）

学校・教育委員会等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した者は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

(3) 関係機関との連携の強化（虐待防止法第4条第1項、第5条第2項関係）

学校・教育委員会等においては、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。また、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

加えて、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（別添2）を踏まえ、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化に努めること。

(4) 学校等から児童相談所への情報提供

① 定期的な情報提供について（虐待防止法第13条の4関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）別添資料）（別添3）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

また、学校等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

(5) 学校等の間の情報共有について

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、教育委員会においては、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童の保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報を共有すること

が必要であり、その際には、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要であること。なお、虐待に関する個人情報、虐待を防止し幼児児童生徒の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子供本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されるため、留意すること。

(6) 児童虐待等に係る研修の実施について（虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係）

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）においては、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実を図ることが求められている。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

（参考資料）

- ① 学校・教育委員会等における児童虐待の対応について
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省HPに掲載。）を参照。
URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
- ② 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載。）を参照。
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html

（添付資料）

- 別添1 令和元年6月26日付け内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
- 別添2 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
- 別添3 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け府子本第190号、

30 文科初第 1618 号、子発 0228 第 3 号、障発 0228 第 3 号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知) 別添資料)

(担当)

総合教育政策局地域学習推進課

家庭教育支援室家庭教育企画係

電 話 03 (5253) 4111 (内線3488)

e-mail katei@mext. go. jp

初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

電 話 03 (5253) 4111 (内線3299)

e-mail s-sidoul@mext. go. jp

府 共 第 98 号
子 発 0626 第 1 号
令和元年6月26日

各

(	都道府県知事	)
	指定都市市長	
	児童相談所設置市市長	

 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
の公布について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」
(令和元年法律第46号。以下「改正法」という。)については、本年6月19日に
国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記の
とおりであり、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、
関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしている。
今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である。
また、改正法の施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた「児童相談所運営指
針」(平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知)等の改正等についても、別
途通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規
定に基づく技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化
及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第2 改正の概要

I 児童の権利擁護

1 親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 14 条第 1 項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項関係）

2 懲戒権の在り方の検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、民法第 822 条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 5 項関係）

3 児童相談所の業務の明確化（令和 2 年 4 月 1 日施行）

都道府県（児童相談所）の業務として、児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することを規定すること。（児童福祉法第 11 条第 1 項関係）

4 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項（令和 2 年 4 月 1 日施行）

児童福祉審議会が児童福祉法第 8 条第 6 項の規定により児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者の意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこと。（児童福祉法第 8 条第 7 項関係）

5 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会が確保されること、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 4 項関係）

II 市町村及び児童相談所の体制強化等

1 市町村及び都道府県における体制の整備等に対する国の支援等（令和 2 年 4

月 1 日施行)

- ① 都道府県知事は、市町村の児童福祉法第 10 条第 1 項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができること。(児童福祉法第 11 条第 2 項関係)
- ② 都道府県は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこと。(児童福祉法第 11 条第 6 項関係)
- ③ 国は、市町村及び都道府県における児童福祉法第 10 条第 4 項及び第 11 条第 6 項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないこと。(児童福祉法第 10 条第 5 項及び第 11 条第 7 項関係)

2 児童相談所の介入機能と支援機能の分離等 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこと。(虐待防止法第 11 条第 7 項関係)

3 児童相談所への弁護士配置等 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

都道府県は、児童相談所がその業務のうち、児童福祉法第 28 条第 1 項各号に掲げる措置(※)を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。こと。(児童福祉法第 12 条第 4 項関係)

※ 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するときに都道府県が採ることができる措置

4 児童相談所への児童心理司の配置基準 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(以下「児童心理司」という。)の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。こと。(児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項関係)

5 児童相談所への医師及び保健師の配置 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まれなければならないこと。(児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項関係)

6 児童相談所への児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等 (①から④ま

で、⑥及び⑧は令和2年4月1日施行、⑤及び⑦は令和4年4月1日施行)

- ① 児童福祉司の数の基準は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定めるものとする。こと。(児童福祉法第13条第2項関係)
- ② 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。こと。(改正法附則第6条関係)
- ③ 児童相談所長及び児童福祉司として任用することができる者に精神保健福祉士及び公認心理師を追加すること。(児童福祉法第12条の3第2項及び第13条第3項関係)
- ④ 判定をつかさどる所員及び児童心理司の中に含まれなければならない者の例示に公認心理師を追加すること。(児童福祉法第12条の3第5項及び第6項関係)
- ⑤ 児童福祉司として任用することができる者のうち、社会福祉主事である者に必要な実務経験について、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(相談援助業務)に2年以上従事したこととする。こと。(児童福祉法第13条第3項関係)
- ⑥ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」(※)という。)が含まれなければならないこと。(児童福祉法第13条第5項関係)
※ 法律上の名称は「指導教育担当児童福祉司」という。
- ⑦ スーパーバイザーは、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこと。(児童福祉法第13条第6項関係)
- ⑧ 都道府県は、保護者への指導(虐待防止法第11条第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導)を効果的に行うため、スーパーバイザーに児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせなければならないこと。(虐待防止法第11条第7項関係)

7 児童相談所の業務の質の評価の実施等(令和2年4月1日施行)

- ① 都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないこと。(児童福祉法第12条第6項関係)
- ② 国は、①の措置を援助するために、都道府県知事が行う児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第12条第7項)

8 児童虐待の再発防止のための措置（令和2年4月1日施行）

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。こと。（虐待防止法第11条第1項関係）
- ② 都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明確化すること。（虐待防止法第13条第1項関係）

9 児童相談所の体制の強化に対する国の支援等の在り方の検討（公布日施行）

政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、一時保護所及び委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第1項関係）

10 児童の福祉に関し支援を行う者についての必要な資質の向上を図るための方策の検討（令和2年4月1日施行）

政府は、改正法の施行後1年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第3項関係）

III 児童相談所の設置促進

1 児童相談所の管轄区域の策定基準（令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。こと。（児童福祉法第12条第2項関係）

2 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援（令和2年4月1日施行）

- ① 政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第6項関係）
- ② 政府は、①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。こと。（改正法附則第7条第7項関係）

- ③ 政府は、改正法の施行後5年を目途として、①の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第8項関係）

IV 関係機関間の連携強化

1 連携強化すべき関係機関の明確化（令和2年4月1日施行）

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。（虐待防止法第4条第1項関係）

2 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化（令和2年4月1日施行）

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。（虐待防止法第5条第1項関係）

3 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務（令和2年4月1日施行）

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。（虐待防止法第5条第3項関係）
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。（虐待防止法第5条第4項関係）

4 DV対応と児童虐待対応との連携強化（令和2年4月1日施行）

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化すること。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第9条関係）

5 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務（令和2年4月1日施行）

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めが

あった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第25条の3第2項関係)

6 児童が転居する場合の措置(令和2年4月1日施行)

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。(虐待防止法第4条第6項関係)

V 検討事項等

1 検討事項(③及び④は公布日施行、①及び②は令和2年4月1日施行)

政府は、I 2 及び 5、II 9 及び 10 並びに III 2 ③に加え、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

① 政府は、改正法の施行後1年を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第7条第2項関係)

② 政府は、改正法の施行後5年を目途として、改正法による改正後の児童福祉法及び虐待防止法の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第7条第9項関係)

③ 政府は、改正法の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力の発見者による通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第8条第1項関係)

④ 政府は、この法律の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第8条第2項関係)

2 経過措置等(一部の規定を除き令和2年4月1日施行)

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。(改正法附則第2条から第5条まで及び第9条)

府子本第189号
30文科初第1616号
子発0228第2号
障発0228第2号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎること、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等に対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2 新たなルールの設定』>

（５）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3. （１）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

2. ケース対応において留意すべき事項

（１）学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

（４）通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』＞

（２）保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 ＜子ども虐待対応の手引き『告知の方法』＞

＜子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

（４）告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』＞

（３）一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考え必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接ＳＯＳを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

（４）家庭復帰後のケア＞

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第190号
30文科初第1618号
子発0228第3号
障発0228第3号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への 定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記 2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば 3 か月に 1 度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた(虐待防止法第 13 条の 4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。